

教育 DX 支援業務に係る 公募型プロポーザル募集要項

令和 7 年 4 月

吹田市教育委員会 学校教育部教育センター

1 業務の概要

(1) 件名

教育 DX 支援業務

(2) 目的

本市教育委員会では市内の公立小・中学校と教育委員会を包括する情報ネットワークを整備・運用し、その中で運用する学習系及び校務系の 2 つの情報ネットワークシステムと関連システム（校務支援システム等）・周辺機器の運用を行っている。

学習系ネットワークについては令和 2 年度（2020 年度）に始まった国の GIGA スクール構想が 5 年を経過し、令和 7 年度（2025 年度）からは第二期 GIGA スクールが開始して学校の ICT 環境の整備を行うことになる。また校務系ネットワークについては令和 5 年度（2023 年度）運用を開始し、令和 9 年度（2027 年度）末に一旦運用期間が終了することから次期校務系ネットワークの構築を検討する時期に差し掛かる。

本業務においては本市の学校 I C T 環境整備を主目的とする。実施にあたっては、学校現場の現状に合致したシステムの分析を行ったうえで、最適化したネットワーク及びシステムの再構築を実施するため、必要なネットワーク構築計画書（方針）策定支援・調達支援・進捗管理・初期運用管理を行う。

(3) 契約(履行)期間

令和 7 年 6 月 9 日（予定）から令和 10 年 3 月 31 日まで

(4) 実施場所

吹田市立教育センターほか吹田市教育委員会・市内小中学校等

(5) 提案募集担当室課

吹田市教育委員会 学校教育部 教育センター 担当：榊・辻本・西村
〒565-0855

吹田市佐竹台 1-6-3 吹田市総合防災センター（DRC Suita）9 階

TEL 06-6170-1575

E-mail s-educ@city.suita.osaka.jp

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げるすべての条件を満たす者とする。また、参加者は、契約候補者決定までの間に、当該参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

(1) 本市の競争入札参加有資格者名簿に登録されている者。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者。

(3) 募集要項交付開始日から契約候補者決定日までの間において、吹田市指名停止措置要領（平成 16 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止の措置を受けていない者。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再

生計画の認可決定の確定を受けていること。

(5) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成 24 年 11 月 13 日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者、また同要領別表に掲げる措置要件にも該当しない者。

(6) 本業務を担当するプロジェクトリーダーとして、以下の条件のすべてを満たすものが 1 名以上いること。

ア 情報システム・ネットワーク構築支援に携わった経験が 10 年以上ある。

イ 官公庁または教育委員会の IT プロジェクトに携わった経験が 1 年以上ある。

ウ システム構築の見積積算業務、あるいはその評価業務に主導的に携わった経験がある。

エ 会議等で月数日程度は来庁が可能であること。

(7) 本業務を担当するプロジェクトサブリーダーとして、以下の条件のすべてを満たすものが 1 名以上いること。

ア 情報システム・ネットワーク構築支援に携わった経験が 3 年以上ある。

イ システム構築の見積積算業務、あるいはその評価業務に携わった経験がある。

ウ 会議等で月数日程度は来庁が可能であること。

(8) 本業務を担当するプロジェクトメンバー

ア 情報システム・ネットワーク構築支援に携わった経験が 1 年以上ある。

イ システム構築の見積積算業務、あるいはその評価業務に携わった経験がある。

※但し、本業務開始後にプロジェクトメンバーを増員する場合においては、本市担当者と協議のうえ、上記の条件を持たさない者を業務に従事させることを妨げるものではない。

3 募集要項の配布期間及び配布方法

(1) 配布期間

令和 7 年 4 月 21 日（月）～同年 5 月 9 日（金）

(2) 配布場所

トップページ > 産業・まちづくり・環境 > 入札・事業者募集・契約 > プロポーザル案件情報 > 令和 7 年度(2025 年度)プロポーザル実施案件

<https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1017983/1018018/1038310/1038736.html>

(3) 配布方法

ホームページ上に公開している情報をダウンロードすることによる配布。

4 応募及び参加の手続き

(1) 参加申込み・受付の方法

ア 提出期間

令和 7 年 4 月 21 日（月）～同年 5 月 9 日（金）

9:30～12:00 及び 12:45～17:00（土・日曜日及び祝日を除く）

イ 提出場所

吹田市立教育センター

(吹田市佐竹台 1-6-3 吹田市総合防災センターDRC Suita 9 階)

ウ 提出書類

- | | | |
|--------------|-----|--------|
| (ア) 参加表明書 | 1 部 | (様式 1) |
| (イ) 会社概要 | 1 部 | (様式 2) |
| (ウ) 財務諸表 | 1 部 | (様式自由) |
| (エ) 類似業務実績調書 | 1 部 | (様式 3) |
| (オ) 体制図 | 1 部 | (様式自由) |
| (カ) 業務従事者調書 | 1 部 | (様式 4) |

※提出書類は持参または郵送、宅配（配達が追跡できる形態）によるものとし、電子メール等によるものは受け付けない。

(2) 質疑回答

質問については、電子メールにより受け付ける。回答は市のホームページ上で公開する。

ア 質問受付期間

令和 7 年 4 月 21 日（月）～同年 4 月 28 日（月） 17 : 30 必着

イ 質問回答日

令和 7 年 5 月 7 日（水）

ウ 質問提出先メールアドレス

s-educ@city.suita.osaka.jp

(3) 参加資格通知及び通知方法

参加資格通知は、令和 7 年 5 月 14 日（水）までに電子メールにより通知し、その後書面による通知も行う。

また、参加資格がない旨を通知する者に対しては、その理由を付して通知する。

5 提案方法及び提案の手続き

提案方法及び提案の手続きについては次のとおりとする。

なお、提案書及びプレゼンテーション及び意見交換の中で提案した事項は、原則として契約時に業務委託仕様として採用する。

(1) 提案書等の提出

ア 提出期間

令和 7 年 5 月 14 日（水）～同年 5 月 21 日（水）

9:30～12:00 及び 12:45～17:00（土・日曜日及び祝日を除く）

イ 提出場所

吹田市立教育センター

(吹田市佐竹台 1-6-3 吹田市総合防災センターDRC Suita 9 階)

ウ 提出方法

申込書は持参または郵送、宅配（配達が追跡できる形態）によるものとし、電子メール等によるものは受け付けない。）

エ 提案書の内容

別紙「教育 DX 支援業務に係る仕様書」を踏まえ業務目的達成のための必要な事項を記載すること。また、別紙「教育 DX 支援業務審査評価項目」の提案書記載項目に沿った形で順番に記載するとともに、提案書には「提案書記載項目」に記載の項目を示すこと。

提案書は A4 判（縦横問わず）、片面換算で 30 ページ以内（表紙・目次等は含まない）とし、両面印刷とする。（表などについては A3 判の使用可）

オ 提出書類

- （ア）提案書 10 部（社名・ロゴは記載しないこと）
- （イ）見積書 1 部（様式 5）
- （ウ）見積明細書 1 部（様式自由 工数・年度毎金額等記載のこと）
- （エ）提案書類の電子データ 1 部

※提出後の差し替えは認めない、また提出後の返却は行わない。

提案書については本選定に係る業務以外には使用しない。

カ 参加辞退

参加表明書の提出後に辞退する場合は、提案辞退届（様式 6）を提出すること。

なお、辞退したことをもって、今後本市が発注する委託業務について、競争上の不利益となることはないものとする。

（2）提案書及びプレゼンテーション及び意見交換

本市が設置する選定委員会において、提案書に基づくプレゼンテーション及び意見交換を次のとおり実施する。本業務を担当するプロジェクトリーダー・サブリーダー参加の上実施すること。

ア 実施日時

令和 7 年 5 月 22 日（木）～同年 5 月 30 日（金）のうち、本市が指定する 1 日。

※実施場所及び実施時間は本市で指定する。

イ 時間配分

提案者ごとに 30 分（内容説明 15 分、意見交換 15 分）

ウ プレゼンテーション実施者

プレゼンテーションは、本業務を現場で統括する者（プロジェクトリーダーを想定）が行うこと。ただし、意見交換については、プロジェクトリーダーに発言を限定せず、いずれの参加者が発言しても問題ない。

エ プレゼンテーション用資料

プレゼンテーション用の資料を用いる場合は、提案書の内容を逸脱しないこと。

また、資料の電子媒体を、プレゼンテーション前日までに事務局に提出すること。

オ プレゼンテーション用機材

プレゼンテーション用機材のうち、プロジェクタ及びスクリーン等は本市にて用意する。パソコンは提案者にて用意すること。

(3) 提案の無効に関する事項

以下の事項に1つでも該当する場合は、その者の提案を無効とする。

- ア 契約候補者の選定時点において、本募集要項の「2 参加資格」に掲げる資格のない者が提案したとき。
- イ 所定の日時及び場所に提案書類を提出していないとき。
- ウ 2つ以上の提案をしたとき。
- エ 提案に関して談合等の不正行為があったとき。
- オ その他、指示した事項及び提案に関する条件に違反したとき。

6 審査・選定方法

(1) 審査項目

別紙「教育 DX 支援業務審査評価項目」のとおりとする。

(2) 審査方法

選定委員会において、審査評価項目及び判断基準に基づき審査を行う。その具体的な手順は以下のとおりとする。また、審査にあたっては、提案事業者の商号又は名称、代表者氏名などを匿名とする。さらに、価格審査にあたり、見積価格は他のすべての審査が終わるまで選定委員会に開示しないものとする。

ア 選定委員会による審査

- (ア) 選定委員会の各構成員は、審査評価項目及び判断基準に則り提案書内容を審査する。
- (イ) 選定委員会は審査評価項目及び判断基準に則り、各提案者の審査（プレゼンテーション・意見交換）を行う。
- (ウ) 選定委員会の各構成員が評価点による順位付けを行う。

(3) 最優秀提案事業者の決定方法

- ア 見積金額が契約全期間の提案上限金額の範囲内であること。なお、見積金額が提案上限金額の上限を上回った場合は失格とする。
- イ 選定委員会の各構成員が評価点による順位付けを行い、1位と順位付けした構成員数が多い者を上位とし、最優秀提案事業者及び次点者を決定する。ただし、評価点から価格点を除いた合計点が獲得可能評価点の6割以上を獲得していることとする。
- ウ 1位と順位付けした構成員数が同数の場合には、同数となった者について、2位と順位付けした構成員数が多い者を上位として決定する。
- エ 2位と順位付けした構成員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各構成員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として決定する。
- オ 上記のいずれの方法でも決定できない場合は、選定委員会の構成員による合議又は多数決により決定する。

(4) 提案審査の結果通知

選定結果については、審査を受けた提案者すべてに対し令和7年6月2日（月）までに電子メールにより通知し、その後書面による通知も行う。なお、審査結果については吹田市ホームページ上でも公表する。

契約候補者（最優秀提案事業者）以外の参加事業者は、電子メールでの通知日の翌日から起算して7日以内に、選定されなかった理由の説明を事務局に求めることができる。

7 提案限度額

総額 25,542,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※各年度における契約上限金額(税込)は以下のとおり。

年度	業務委託契約金額
令和 7 年度	8,712,000 円
令和 8 年度	8,910,000 円
令和 9 年度	7,920,000 円

8 失格事由

提案者に次の行為があった場合は失格（選定対象からの除外）とするとともに指名停止の措置を講じることとする。

- （1）プロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- （2）他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- （3）事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- （4）応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- （5）その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

9 提案事業者が1者又はない場合の取扱い

提案事業者が1者であった場合において、審査を行った結果、評価点について価格点を除いた合計点が獲得可能評価点の6割以上を獲得していない場合は提案事業者なしとする。提案事業者がない場合、本プロポーザルは取りやめとする。また、再募集については、選定委員会において検討を行うこととする。

10 留意事項

本プロポーザルに参加するものは、次に掲げる事項に留意するものとする。

- （1）本プロポーザルに参加する者は、募集要項、調達仕様書等を熟読し、順守すること。
また、本市の指示に従い、円滑な提案の執行に協力し、正常な提案の執行を妨げることや、他の提案者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に善良なる参加者としての態度を保持しなければならない。
- （2）本プロポーザルに参加する者は、契約候補者決定後において、募集要項の内容につ

いて、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

(3) 提案に参加するために必要な費用は、提案者の負担とする。

(4) 提案、その他手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。